

# 基山町地域防災計画資料編

基山町防災会議  
平成28年3月

## 目次

1	基山町防災会議条例	2
2	基山町防災会議運営要綱	4
3	基山町災害対策本部条例	6
4	基山町災害対策本部規程	7
5	基山町災害対策本部運営要領	9
6	防災関係機関等の連絡先	18
7	連絡室の設置及び廃止の連絡先	19
8	災害対策本部の設置及び廃止の連絡先	19
9	団体の種別及び活動内容	20
10	避難所一覧	21
11	主食、副食の調達	23
12	炊き出し施設、器材等の状況	23
13	物資の調達先一覧	23
14	指定水道工事店一覧	23
15	建設資材の調達先一覧	24
16	医療機関の状況	25
17	救護所の設置予定場所一覧	25
18	感染症指定医療機関	25
19	建設機械の調達先一覧	26
20	災害時に必要な車両状況	26
21	車両の調達先一覧	26
22	燃料の調達先一覧	26
23	消防施設の状況	27
24	水防活動組織の編成	28
25	水防資材備蓄状況 ( 所在 ～ 基山町資材倉庫、庁舎車庫棟 )	28
26	土石流危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所	29
27	土砂災害警戒区域	33

# 1 基山町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、基山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて基山町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成13年条例34号・24年11号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 佐賀県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 佐賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 基山町教育長
  - (6) 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部消防長
  - (7) 基山町消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (9) 基山町内にある公共機関及び公共的団体の役員又は職員のうちから町長が任命する者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は21人以内とする。
- 7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成13年条例34号・24年11号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、佐賀県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成13年条例34号〕

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月21日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後に、基山町防災会議条例第3条第10号の規定により最初に委嘱する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

## 2 基山町防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基山町防災会議条例（昭和38年条例第5号）第5条の規定により、基山町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

2 防災会議の議長は、会長をもって充てる。

3 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない（この場合において、委員がやむを得ない事情により出席できないときは、その代理者を出席させることができる。）。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により、防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害対策本部設置に際して町長に意見を具申すること。

(2) その他軽易の事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(議案の作成等)

第4条 会長は、あらかじめ指名する役場部内の職員に、次の各号に掲げる事項を作成させ、保管しなければならない。

(1) 防災会議に提出する議案

(2) 防災会議議事録

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 6 月23日告示第84号）

この告示は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

### 3 基山町災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、基山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成13年条例34号・24年11号〕

(組織)

第2条 基山町災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

一部改正〔平成13年条例34号〕

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

一部改正〔平成13年条例34号〕

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 基山町災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、基山町災害対策本部条例（昭和38年条例第6号）第4条の規定により、基山町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、基山町役場内に置く。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長は、副町長をもつて充てる。

一部改正〔平成19年告示32号・21年11号・24年4号〕

(本部長の職代理)

第4条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長が欠けたとき、又はともに事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した災害対策本部員（以下「本部員」という。）がその職務を代理する。

(本部組織)

第5条 本部に、本部会議並びに対策班を置く。

(本部会議)

第6条 前条に規定する本部会議は、本部長、副本部長及び各対策班長をもつて構成し、災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項について協議する。

2 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

(対策班)

第7条 第5条の対策班は、別表第1のとおりとする。

2 対策班長は本部長の命を受け、所掌事務を掌理する。

3 班長に事故があるときは、その班の前任者がその職務を代理する。

4 班員は班長の命を受け、対策班の担当事務を分掌する。

(事務の優先)

第8条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するものとし、かつ、関係機関と十分に連絡協調しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第32号）



(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により在職する収入役が在職する間は、当該収入役については、この告示による改正後の基山町災害対策本部規程第3条及び第7条の規定は適用せず、この告示による改正前の基山町災害対策本部規程第3条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の基山町災害対策本部規程中「助役」とあるのは「副町長」とする。

附 則（平成21年3月31日告示第11号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

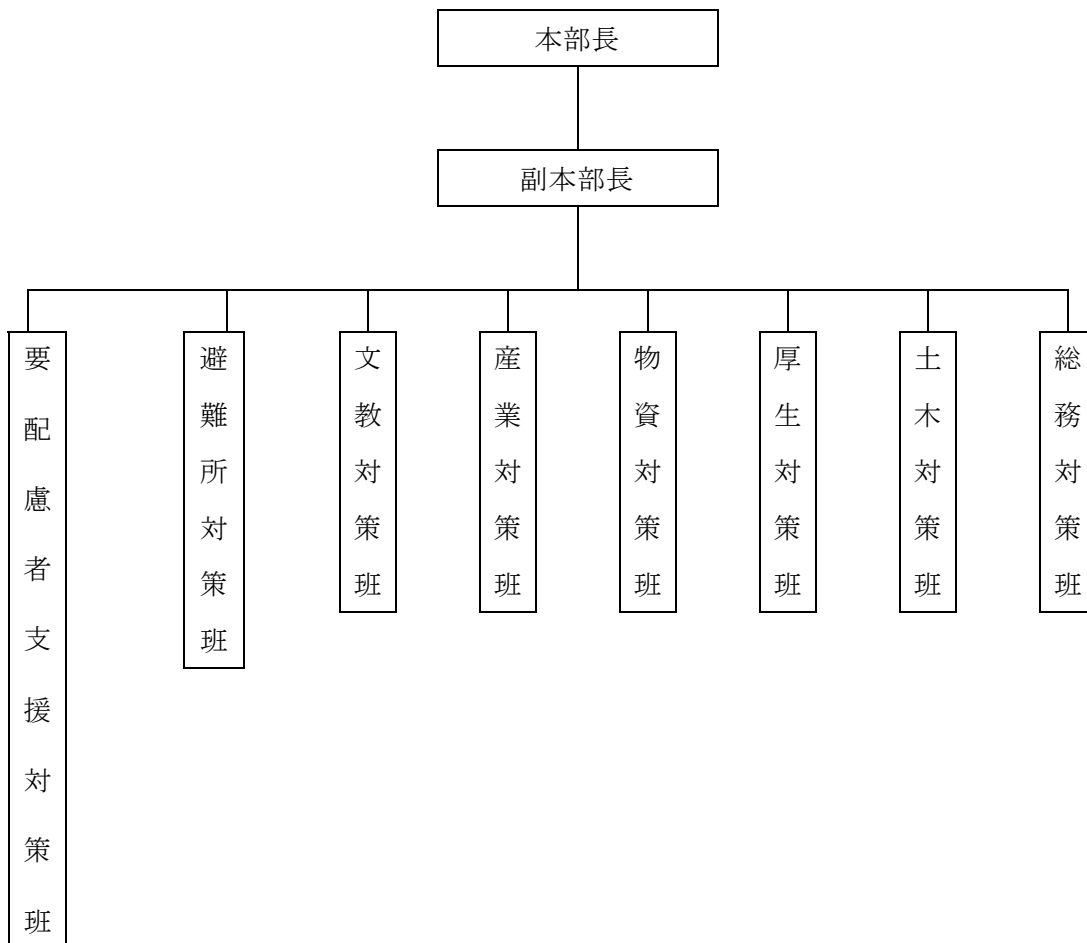
附 則（平成24年2月20日告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月8日告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）



全面改正〔平成24年4号〕

## 5 基山町災害対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 基山町災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合の本部の運営については、基山町災害対策本部規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(本部の設置および廃止)

第2条 本部は、災害対策基本法第23条1項の規定により設置するが、その基準は次のとおりとする。

- (1) 気象業務法に基づく注意報または警報が発表され、町長がその必要を認めたとき。
- (2) 異常な気象現象、又は大規模な被害の発生を伴う火災、爆発その他人為的原因により災害が発生し、町長がその必要を認めたとき。
- (3) 震度4以上の地震が発生し、町長がその必要を認めたとき。
- (4) 原子力災害が発生し、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は町長がその必要を認めたとき。

2 本部を廃止する基準は次のとおりとする。

- (1) 災害の危険が解消したとき。
- (2) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (3) 災害応急対策が完了して、その必要がないと本部長が認めたとき。

(本部事務室の設置場所)

第3条 本部を基山町役場内に置く。

(本部配備体制)

第4条 本部は、被害の防除、軽減及び災害発生後における応急対策の迅速かつ協力的な推進を図るため、次の基準による配備体制を整えるものとする。

種別 基準	配 備 内 容	配 備 時 期
第 1 配 備 (警戒体制)	役場内各課の要員をあて情報連絡活動等を円滑に行う体制	各種注意報警報が発令され災害が発生するおそれがある場合
第 2 配 備 (出動体制)	役場内各課の要員をあて事態の推移に伴い、すみやかに第3配備に切替えることができる体制	全地域もしくは局地的に災害が発生し、または発生するおそれがある場合
第 3 配 備 (非常体制)	職員全員をあて状況により直ちに活動を開始することができる体制	前地域もしくは局地的に甚大な災害が発生した場合

2 前項に基づく配備要員は、別紙第1（配備要員編成表）による各班長が、必要に応じ各班の要員を交互に増減することができる。

(第1 配備体制下の活動)

第5条 第1 配備体制下における活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 本部長は、災害対策に関する基本方針その他重要事項を決定し、その実施を推進する。

(2) 各対策班長は、情報の収集を強化するとともに、その状況を本部長に報告する。

イ 所要人員を非常業務に配置させる。

ロ 物資、資材等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

ハ 所属各班及び災害対策に関係のある部外機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

(第3 配備体制下の活動)

第7条 第3 配備体制下における活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 本部長は、各対策班長を指揮し、災害対策活動に全力を集中する。

(2) 各対策班は、災害対策の実施状況を本部長に報告する。

(配備体制の伝達方法)

第8条 配備体制の伝達は、次の方法により行うものとする。

(1) 昼間の場合は、各班長が伝達する。

(2) 夜間の場合は、電話等により伝達する。

(3) 配備体制の伝達は前(1)(2)の方法により行うが、職員は、勤務時間外休日等において災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで班と連絡をとり、又は自らの判断で登庁するよう心がけねばならない。

第9条 各対策班は、応急対策の円滑を期するため、あらかじめ資材または物資等の調達について計画し、災害が発生したとき直ちに急送できるよう関係班と連絡を密にしておくものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

配 備 要 員 編 成 表

班 名 ・ 名	所 掌 事 務	配 備 要 員			課 名 ・ 係 名
		第1	第2	第3	
(総務企画課長) 総務対策班	1 災害対策本部の設置運営に関する事 2 気象情報及び被害状況の収集に関する事 3 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事 4 現地災害対策本部への出動に関する事 5 県災害対策本部との連絡に関する事 6 災害状況報告書、要望書等の作成及び関係機関への送付に関する事 7 配備要員の動員及び給食に関する事 8 職員の罹災給付に関する事 9 自衛隊の災害派遣要請に関する事 10 災害対策費の予算措置に関する事 11 災害関係費の出納に関する事 12 緊急時モニタリングへの協力に関する事	6	1 2	2 5	総務企画課 財政課 議会事務局
(建設課長) 土木対策班	1 道路及び橋梁の被害調査及び災害対策に関する事 2 河川、堤防の被害調査及び災害対策に関する事 3 水防活動の総括に関する事 4 災害対策用土木資材の調達に関する事 5 住宅の被害及び災害対策に関する事 6 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 7 下水道に関する事	1	3	1 2	建設課
(民生生活課長) 厚生対策班	1 災害救助法の適用に関する事 2 児童福祉施設等の被害調査及び災害対策に関する事 3 災害時における防疫に関する事 4 応急救護用医療品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事 5 国民健康保険税一部負担金の減免指導に関する事 6 災害による税の減免猶予に関する事	2	8	3 3	税務課 住民生活課 こども課 (子育て支援係)
(まちづくり課長) 物資対策班	1 炊出し食品の供与に関する事 2 救助用物資資材の調達・配分に関する事 3 工場事業場、商工業者の被害調査及び災害対策に関する事	3	6	9	まちづくり課 (協働推進係) (定住促進係) (地域公共交通係) 出納室

<p>(産業振興課長) 産業対策班</p>	<p>1 農業協同組合の被害調査及び災害対策に関する こと。 2 主要農作物、農地農業施設等の被害調査及び災害 対策に関すること。 3 林業の被害調査及び災害対策に関すること。 4 家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関 すること。 5 災害時における病虫害の発生予察及び防疫に関 すること。 6 死体の埋葬、処理等に関すること。 7 水道に関すること。</p>	1	3	7	産業振興課
<p>(教育学習課長) 文教対策班</p>	<p>1 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 2 罹災児童に対する授業に関すること。 3 社会教育施設の被害調査並びに応急対策に関す ること。 4 災害活動に応援する婦人会等の連絡調整に関す ること。</p>	1	4	1 6	教育学習課 (学校 教育係) (給食センター 係) (図書館係)
<p>(こども課長) 避難所対策班</p>	<p>1 安否情報の収集・整理に関すること 2 公民館等に避難所を開設することについての協 力に関すること。 3 災害救助法に基づく避難所の設置に関すること 4 原子力災害による避難者の受け入れに関すること。</p>	2	4	2 3	こども課 (保育園) 教育学習課 (生涯学習係) 保健師
<p>(健康福祉課長) 要配慮者支援対策班</p>	<p>1 要配慮者情報の共有化・更新に関すること。 2 要配慮者への災害情報の伝達に関すること 3 要配慮者の安否確認、避難状況の確認に関するこ と。 4 避難所での要配慮者への支援に関すること。 5 被災者に対する生活保護法等の適用に関するこ と。</p>	1	4	1 6	健康福祉課 (福祉係) (健康増進係) 保健師

被害状況報告書

対策班名 ( ) 事項名 ( ) 基山町

被害量	被害額	備考

平成 年 月 日現在

気象情報収受表

本部長			副本部長		
発信者		受信者			月 日 時 分
(1) 主 要 情 報	<p>情報 (台風、大雨等に関するもの)</p> <p>台風情報 号 月 日 時 分 発表</p> <p>台風第 号は、 日 時現在</p> <p>北緯 度 分、東経 度 分にあつて毎時 キロ</p> <p>で に進んでいます。中心の気圧は ミリバール</p> <p>中心付近の最大風速は メートル、半径 キロ以内で</p> <p>風速 メートルの暴風雨となっている。</p>				
(2) 情 報 説 明  (1) 欄 の 補 足					
(3) 水 位 気 象 状 況					
(4) 連 絡 事 項 処 置 対 策 等					





災害状況報告表（番号欄の数字は無線報告略号）

（定時報告、正午現在で、13時までに総務対策班に報告）

平成 年 月 日現在

基山町

被害種別		番号	単位	被害内容	金額	摘要	
人的被害	死者	1	人				
	行方不明	2	〃				
	重傷	3	〃				
	軽傷	4	〃				
	合計	5	〃				
住家の被害	全壊焼埋	戸数	6	戸			
		世帯数	7	世帯			
		人員	8	人			
	流失	戸数	9	戸			
		世帯数	10	世帯			
		人員	11	人			
	半壊焼埋	戸数	12	戸			
		世帯数	13	世帯			
		人員	14	人			
	浸水	床上	戸数	15	戸		
			世帯数	16	世帯		
		床下	人員	17	人		
			戸数	18	戸		
		合計	世帯数	19	世帯		
人員			20	人			
戸数	21		戸				
非住家	全壊（焼埋）	22	棟				
	半壊（焼埋）	23	棟				

応急対策実施状況報告表

平成 年 月 日 現在

基山町 ( 対策班)

項目	実施した事業名	事業主体	事業内容	事業期間	従業人員	事業費	備考

## 6 防災関係機関等の連絡先

防 災 関 係 機 関	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線
県 消 防 防 災 課	0952-25-7026	2 0 0 - 7 3 3
県 地 域 福 祉 課	0952-25-7053	2 0 0 - 7 3 4
県 危 機 管 理 広 報 課	0952-25-7008	2 0 0 - 7 0 2
県 生 産 者 支 援 課	0952-25-7112	2 0 0 - 7 3 7
県 農 山 漁 村 課	0952-25-7123	2 0 0 - 7 3 8
県 河 川 砂 防 課	0952-25-7161	2 0 0 - 7 4 1
東 部 土 木 事 務 所	0942-83-4176	2 0 0 - 5 3 - 6 0 1
東 部 農 林 事 務 所	0952-55-9760	2 0 0 - 5 3 - 6 5 1
鳥 栖 保 健 福 祉 事 務 所	0942-83-2161	2 0 0 - 5 3 - 6 4 1
鳥 栖 警 察 署	0942-83-2131	—
鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部	0942-85-0119	5 3 1 - 2 9 0
国土交通省九州整備局佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	0942-83-2505	—
東 部 教 育 事 務 所	0952-30-7218	—
鳥 栖 市	0942-85-3500	2 0 3 - 2 1
小 郡 市	0942-72-2111	—
筑 紫 野 市	092-923-1111	—
九 州 旅 客 鉄 道 (株) 基 山 駅	0942-92-2208	—
九 州 電 力 (株) 鳥 栖 営 業 所	0942-83-2194	—
佐 賀 県 農 協 基 山 支 所	0942-92-2311	—
基 山 町 社 会 福 祉 協 議 会	0942-92-3311	—
基 山 町 商 工 会	0942-92-2653	—
基 山 郵 便 局	0942-92-2500	—
基 山 分 署	0942-92-7911	—

## 7 連絡室の設置及び廃止の連絡先

連絡先	連絡方法	電話番号	連絡担当課	防災行政無線
県消防防災課	一般電話	0952-25-7026	総務課	200-733
東部土木事務所	〃	0942-83-4176	〃	200-53-601
東部農林事務所	〃	0952-55-9760	〃	200-53-651
鳥栖警察署	〃	0942-83-2131	〃	—
鳥栖・三養基地区 消防事務組合消防本部	〃	0942-85-0119	〃	531-290
基山分署	〃	0942-92-7911	〃	—
庁内各課	庁内放送	—	〃	

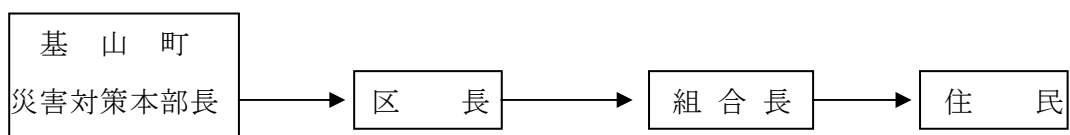
## 8 災害対策本部の設置及び廃止の連絡先

連絡先	連絡方法	電話番号	連絡担当班	防災行政無線
県災害対策本部	一般電話	0952-23-2211	総務対策班	統711～715
県消防防災課	〃	0952-25-7026	〃	200-733
佐賀地方気象台	〃	0952-32-7026	〃	200-771
陸上自衛隊 九州補給処	〃	0952-52-2161	〃	200-86-721
日本赤十字社佐賀支部	〃	0952-25-3108	〃	200-772
東部土木事務所	〃	0942-83-4176	〃	200-53-601
東部農林事務所	〃	0952-55-9760	〃	200-53-651
鳥栖保健福祉事務所	〃	0942-83-2161	〃	200-53-641
鳥栖警察署	〃	0942-83-2131	〃	—
基山交番	〃	0942-92-2018	〃	—
鳥栖・三養基地区 消防事務組合消防本部	〃	0942-85-0119	〃	531-290
基山分署	〃	0942-92-7911	〃	—
鳥栖市役所	〃	0942-85-3500	〃	203-21
報道機関	〃	—	—	—
町民	広報等	—	—	—

## 9 団体の種別及び活動内容

団 体 名	活 動 内 容	備 考
区 長 会	イ 救援物資の配給 ロ 災害情報の収集、報告 ハ 死体の捜索および救助の協力 ニ り災者の看護 ホ 避難所の奉仕 ヘ 炊き出し ト 義援金募集	

### 連絡系統図



## 10 避難所一覧

### 自主避難所

大雨や台風接近などで身の回りに危険を感じ、個人または家族単位で自主的に避難を行う場合。

[指定避難施設]			
地 区	施設名	所在地	電話番号
町内全域	基山町民会館	宮浦666	92-1211

### 緊急避難所

台風・地震等の災害が発生した場合、または発生の恐れがあると判断した場合、住民に対し避難の勧告、指示を行う。多数の避難者が予想されるための、施設を避難所として指定する。

[指定避難施設]			
地 区	施設名	所在地	電話番号
町内全域	基山町民会館	宮浦666	92-1211
	基山町総合体育館 (武道場を含む)	宮浦666	92-2822
	基山町保健センター (福祉避難所)	宮浦666	92-2045
[予備避難施設]			
地 区	施設名	所在地	電話番号
1区、4区、9区、11区、 12区	基山中学校	宮浦941	92-2203
3区、5区、8区、10区、	基山小学校	宮浦41	92-2431
6区、14区、13区、15区、 16区、17区	若基小学校	けやき台2-2	92-0410
2区	2区公民館	園部2339-1	なし
7区	7区公民館	長野570-8	なし
町内全域	基山町老人憩の家 (福祉避難所)	宮浦1026-1	92-8295

### 土石流災害時の避難所

溪 流 番 号	連 絡 責 任 者	避 難 所	管 理 者
1-25-1~1-25-6	1 区 区 長	1 区 公 民 館	区 長
1-25-7~1-26-6	2 区 区 長	2 区 公 民 館	区 長
1-27-1~1-27-8	4 区 区 長	4 区 公 民 館	区 長
1-28-1~1-29-4	6 区 区 長	6 区 公 民 館	区 長

### 指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4）

施設名	所在地	電話番号
2 区 公 民 館	園部 2 3 3 9 - 1	なし
7 区 公 民 館	長野 5 7 0 - 8	なし

### 指定避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7）

施設名	所在地	電話番号
基山町民会館	宮浦 6 6 6	9 2 - 1 2 1 1
基山町総合体育館 (武道場を含む)	宮浦 6 6 6	9 2 - 2 8 2 2
基山町保健センター (福祉避難所)	宮浦 6 6 6	9 2 - 2 0 4 5
基山中学校	宮浦 9 4 1	9 2 - 2 2 0 3
基山小学校	宮浦 4 1	9 2 - 2 4 3 1
若基小学校	けやき台 2 - 2	9 2 - 0 4 1 0
基山町老人憩の家 (福祉避難所)	宮浦 1 0 2 6 - 1	9 2 - 8 2 9 5

## 1 1 主食、副食の調達

品名	調達先	在庫場所	電話番号	備考
米穀・麺類	サンポー食品(株)	基山町大字長野 230	92-2511	
米穀	佐賀県農業協同組合基山支所	基山町大字宮浦 164	92-2311	

主食、副食については、町商工会と緊密な連絡をとり調達する。

### 調達食糧の集積場所

集積所	保管責任者	電話番号	施設の状況	備考
佐賀県農業協同組合基山支所	農協支所長	92-2311	倉庫4ヶ所	

## 1 2 炊き出し施設、器材等の状況

施設名	所在地	給食能力	器材等の整備状況			電話
			品名	数量	保管場所	
基山町学校給食センター	基山町大字宮浦 41	1,800	パン食用 おかず設備	一式	給食室内	81-0620

注 災害の状況により上記の施設で不足する場合、または距離輸送等の関係で上記施設を使用することが困難な場合は、被災地に近い組合の公民館を利用する。

## 1 3 物資の調達先一覧

調達先		電話番号
住所	商店名	
基山町大字長野 997-3	(株) コメリ 基山店	81-7330
〃 長野 1018	マックスバリュ九州(株)基山店	81-7888
〃 長野 380-16	コカ・コーラウエスト(株)基山工場	92-5251

## 1 4 指定水道工事店一覧

指定店	住所	電話	指定店	住所	電話
(株)リビングモア 佐賀	基山町大字園部 2794-18	92-6009	水田建設	基山町大字園部 2560-2	92-5853
(株)坂口組 基山支店	基山町大字小倉 38-1	92-2152	水田設備	基山町大字園部 2779-19	92-3763
寺崎ポンプ店	基山町大字小倉 347-2	92-2181			
(有)園部設備工業	基山町大字園部 2880-1	92-5183			



1 5 建設資材の調達先一覧

品名	調 達 先		電 話 番 号
	住 所	名 称	
木 材 等	基山町大字園部 2527	松石マテリアル(株)	92-2107
ブ ロ ッ ク 等	基山町大字園部 2578-1	基山石材工業所(有)	92-3673
ブ ロ ッ ク 等	基山町大字園部 2486-1	基山ブロック工業所	92-5551

建設業者一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)坂口組 基山支店	基山町大字小倉 38-1	92-2152
鳥飼建設(株)	基山町大字宮浦 991-2	92-2020
(有)飛松建設	基山町大字園部 2444-1	92-3537
(有)堀田工務店	基山町大字小倉 596	92-2917
前田土木(有)	基山町けやき台 1-22-5	92-3165
水田建設	基山町大字園部 2560-2	92-5853
天本土木(有)	基山町大字小倉 2748	92-5603
(有)伊藤工務店	基山町大字園部 2880-11	92-3669
(株)リビングモア佐賀	基山町大字園部 2794-18	92-6009
(有)園部設備工業	基山町大字園部 2880-1	92-5183
(有)林重機	基山町大字小倉 1331	81-7118
(有)相生園緑地建設	基山町大字園部 750	92-2545

## 1 6 医療機関の状況

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目	病 床 数	備 考
高 尾 病 院	基山町大字園部 270-1	9 2 - 4 8 6 0	内科、リハ	162	
鹿 毛 病 院	〃 大字宮浦 399-1	9 2 - 2 6 5 0	内科、リハ	107	
池田胃腸科外科	〃 大字小倉 545-55	9 2 - 2 3 0 8	内 外 胃 循 整 放 肛	0	
酒井クリニック	〃 大字小倉 1059-2	9 2 - 1 1 2 1	内 外 胃 麻	0	
つくし整形 外科 医 院	〃 大字園部 2765-25	9 2 - 7 6 5 5	整、リハ、リウ	0	
なるお内科 小児科	〃 けやき台1丁目 23-7	9 2 - 4 1 7 0	内 小 循 消 リハ 泌	0	
中 洲 医 院	〃 宮浦 259-45	8 1 - 0 0 6 1	泌 皮 内	0	
まえはら耳鼻咽 喉科アレルギー 科クリニック	〃 園部 2772-10	8 1 - 0 7 3 3	耳鼻 アレ	0	
志 賀 眼 科	〃 宮浦 735-14	9 2 - 0 7 0 9	眼	0	
弥 生 が 丘 鹿 毛 病 院	鳥栖市弥生が丘 2丁目 143	8 7 - 3 1 5 0	外 内 小 循 泌 呼 胸 脳 リ 消 肛 整 放 麻	152	

## 1 7 救護所の設置予定場所一覧

設置予定場所	所 在 地	電話番号	地 区 名	備 考
基山小学校	基山町大字宮浦 41	9 2 - 2 4 3 1	3, 5, 7, 8区	
基山中学校	〃 大字宮浦 941	9 2 - 2 2 0 3	1, 2, 9, 11区	
若基小学校	〃 けやき台 2-2	9 2 - 0 4 1 0	14, 15, 16, 17区	
総合体育館	〃 大字宮浦 666	9 2 - 2 8 2 2	4, 6, 10, 12, 13区	
町 民 会 館	〃 大字宮浦 666	9 2 - 1 2 1 1	全 域	

## 1 8 感染症指定医療機関

名 称	所 在 地	病 床 数	電 話 番 号	備 考
国 立 東 佐 賀 病 院	みやき町 大字原古賀 7 3 2 4	4	9 4 - 2 0 4 8	

## 1 9 建設機械の調達先一覧

調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
(株)坂口組 基山支店	〃 大字小倉 38-1	92-2152	
鳥飼建設(株)	〃 大字宮浦 991-2	92-2020	
(有)飛松建設	〃 大字園部 2444-1	92-3537	
前田土木(有)	〃 けやき台 1-22-5	92-3165	

## 2 0 災害時に必要な車両状況

機械器具名	数量	所属又は調達先			保管場所	備考
		責任者	所在地	電話		
庁用車	26	町長	基山町大字 宮浦 666	92-2011	基山町役場	
消防自動車	ポンプ車2台 積載車7台	町長	町内	(代表)	基山町消防団 各部落格納庫	

## 2 1 車両の調達先一覧

所有者名	所在地	電話	備考
基山タクシー(有)	基山町大字小倉 1031-1	92-2408	
丸都運輸	〃 長野 923-2	92-5239	
白杵運送	〃 長野 874	92-2561	

## 2 2 燃料の調達先一覧

名称	所在地	電話	備考
田中石油店	基山町大字小倉 970	92-2682	
農協基山給油所	〃 宮浦 164	92-2311	
九州宇佐美(株)	〃 長野 914-1	92-3069	
(株)一光	〃 小倉 308-2	92-1117	
吉田石油店(株)	〃 長野 1030-1	92-5526	

## 2 3 消防施設の状況

部	消 防 ポ ン プ	消 防 水 利 施 設	備 考
本 部	ポンプ車 1	—	
第 1 部	ポンプ車 1	防火水槽 1 6 基 消火栓 8 9 基	
第 2 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 4 基 消火栓 3 1 基	
第 3 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 3 基 消火栓 1 1 基	
第 4 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 1 基 消火栓 1 9 基	
第 5 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 1 基 消火栓 6 基	
第 7 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 4 基 消火栓 2 4 基	
第 8 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 3 基 消火栓 1 1 基	
第 9 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 5 基 消火栓 2 7 基	
部 外	—	防火水槽 5 基 消火栓 1 4 基	
計	ポンプ車 2 小型動力ポンプ付 積載車 7 軽可搬ポンプ 1	防火水槽 1 0 2 基 消火栓 2 3 2 基	

### 消防水利施設内訳

消 火 栓		防 火 水 槽		プ ー ル		
公設	私設	40 吉未満	40 吉以上	基山小学校	基山中学校	若基小学校
230	2	14	88	1	1	1

## 2 4 水防活動組織の編成

部	人 員	所 属 又 は 組 合 名
本部	1 3	本団（3） 本部（10） 基山町全域
1部	3 4	3区、8区、9区、12区
2部	1 7	1区、11区
3部	2 1	2区
4部	1 5	4区
5部	1 7	6区（引地、中園、上原、池ノ坂、丸林東、西）
7部	1 9	7区
8部	2 3	5区、10区、13区
9部	1 7	6区内の白坂上、白坂中、白坂下、桜町、末広、14区、15区、16区、17区
女性部	1 5	基山町全域
計	1 9 1	

## 2 5 水防資材備蓄状況 （所在 ～ 基山町資材倉庫、庁舎車庫棟）

資材名	数量
土のう袋	1,250枚
かます	120枚
木杭	200本
杉丸太6尺	7本
鎌	7挺
鋸	2挺

資材名	数量
スコップ	15挺
掛矢	8挺
ザル	46挺
クマの手	25挺
縄	7巻

## 2 6 土石流危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所

区	組合名	災害の様相	土砂災害危険箇所マップ番号
1 区	鎮西隈	がけ崩れ	急 I -016
	長谷川	がけ崩れ	急 II -003
			急 II -044
	金丸	がけ崩れ	急 II -048
			急 II -049
	三ヶ敷東	がけ崩れ	急 I -024
			急 II -046
			急 II -047
	三ヶ敷西	がけ崩れ	急 II -045
	正応寺	がけ崩れ	急 I -023
			急 II -043
		土石流	土 I -001
			土 I -002
	馬場	がけ崩れ	急 I -022
急 II -042			
	土石流	土 I -003	
		土 I -004	
鎌浦	がけ崩れ	急 II -040	
		急 II -041	
	土石流	土 I -005	
		土 I -006	
園部団地 1 組	がけ崩れ	急 I -017	
園部団地 2 組	がけ崩れ	急 I -017	
園部団地 3 組	がけ崩れ	急 I -017	
園部団地 4 組	がけ崩れ	急 I -017	
園部団地 5 組	がけ崩れ	急 I -017	
2 区	皮ご石東	がけ崩れ	急 II -038
			急 II -039
	皮ご石中	がけ崩れ	急 II -037

	土石流	土 I -007
皮ご石西	がけ崩れ	急 II -036
	土石流	土 I -008
	がけ崩れ	急 II -036
	土石流	土 I -007
		土 I -008
		土 I -009
寿楽園	がけ崩れ	急 II -035
	土石流	土 I -009
小林	がけ崩れ	急 I -015
	土石流	土 I -010
		土 I -011
		土 I -012
	がけ崩れ	急 II -033
		急 II -034
	土石流	土 I -013
		土 II -001
小松東	がけ崩れ	急 I -011
		急 I -013
		急 I -014
	土石流	土 I -017
		土 II -009
		土 II -010
小松西	がけ崩れ	急 I -011
		急 I -012
	土石流	土 I -015
		土 I -016
		土 II -002
古屋敷	がけ崩れ	急 II -031
		急 II -032
柿の原	がけ崩れ	急 II -030
	土石流	土 II -005
		土 II -006
		土 II -007

			土Ⅱ-008
	寿楽園寮	がけ崩れ 土石流	急Ⅱ-035 土Ⅰ-009

3区	向平原	がけ崩れ	急Ⅱ-013
----	-----	------	--------

4区	不動寺	がけ崩れ  土石流	急Ⅱ-024 急Ⅱ-025 土Ⅰ-021 土Ⅰ-022 土Ⅰ-023
	南谷	がけ崩れ  土石流	急Ⅱ-026 急Ⅱ-027 急Ⅱ-028 急Ⅱ-029 土Ⅰ-021 土Ⅱ-014
	宮脇上	がけ崩れ  土石流	急Ⅱ-020 急Ⅱ-022 土Ⅱ-015
	宮脇下	がけ崩れ 土石流	急Ⅰ-008 土Ⅱ-013
	宮前	がけ崩れ 土石流	急Ⅰ-007 土Ⅰ-024
	仁連寺	がけ崩れ  土石流	急Ⅱ-019 急Ⅱ-021 急Ⅱ-023 土Ⅰ-025
	田中	がけ崩れ 土石流	急Ⅱ-016 土Ⅰ-018
	水上	がけ崩れ  土石流	急Ⅱ-017 急Ⅱ-018 土Ⅰ-019



			土 I -020
	一井木	がけ崩れ 土石流	急 II -016 土 I -018 土 I -019
	才の上	がけ崩れ	急 II -014
	辻	がけ崩れ	急 II -015
	引地	がけ崩れ	急 II -002
	洗心寮	がけ崩れ	急 I -009 急 I -010
	龍光徳寺学院寮	がけ崩れ 土石流	急 I -006 土 I -022 土 I -023

6 区	八辺	がけ崩れ	急 II -005 急 II -006 急 II -007
	上原	がけ崩れ	急 II -001
	中園	がけ崩れ 土石流	急 II -004 土 I -029
	池ノ坂	がけ崩れ 土石流	急 I -005 急 II -003 土 I -030 土 II -016 土 II -017
	丸林東	がけ崩れ 土石流	急 I -003 急 II -001 土 I -028
	丸林西	がけ崩れ 土石流	急 I -004 急 II -002 土 I -026 土 I -027

10 区	桜町第 1	がけ崩れ	急 I -020 急 II -012
	桜町第 2	がけ崩れ	急 I -018
	新町	がけ崩れ	急 I -019 急 I -021

## 2 7 土砂災害警戒区域

番号	字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	区域
					1 土砂災害特別警戒区域 2 警戒区域のみ
1	園部	D-341 I -009	園部川 9	土石流	2
2	宮浦	K-341 I -010_1	辻 1-1	急傾斜地の崩壊	1
3	宮浦	K-341 I -010_2	辻 1-2	急傾斜地の崩壊	1
4	園部	K-341 I -011_1	小松-1	急傾斜地の崩壊	1
5	園部	K-341 I -011_2	小松-2	急傾斜地の崩壊	1
6	園部	K-341 I -012	小松 1	急傾斜地の崩壊	1
7	園部	K-341 I -013_1	小松 2-1	急傾斜地の崩壊	1
8	園部	K-341 I -013_2	小松 2-2	急傾斜地の崩壊	1
9	園部	K-341 I -013_3	小松 2-3	急傾斜地の崩壊	1
10	園部	K-341 I -014_1	小松 3-1	急傾斜地の崩壊	1
11	園部	K-341 I -014_2	小松 3-2	急傾斜地の崩壊	1
12	園部	K-341 I -015	開田 1	急傾斜地の崩壊	1
13	園部	K-341 II -030	小向エ	急傾斜地の崩壊	1
14	園部	K-341 II -031	古屋敷 1	急傾斜地の崩壊	1
15	園部	K-341 II -032_1	古屋敷 2-1	急傾斜地の崩壊	1
16	園部	K-341 II -032_2	古屋敷 2-2	急傾斜地の崩壊	1
17	園部	K-341 II -033_1	黒目牛-1	急傾斜地の崩壊	1
18	園部	K-341 II -033_2	黒目牛-2	急傾斜地の崩壊	1
19	園部	K-341 II -033_3	黒目牛-3	急傾斜地の崩壊	1
20	園部	K-341 II -034_1	別所-1	急傾斜地の崩壊	1
21	園部	K-341 II -034_2	別所-2	急傾斜地の崩壊	1
22	園部	K-341 II -034_3	別所-3	急傾斜地の崩壊	1

23	園部	K-341Ⅱ-035	開田 2	急傾斜地の崩壊	1
24	園部	K-341Ⅱ-036_1	皮籠石 1-1	急傾斜地の崩壊	1
25	園部	K-341Ⅱ-036_2	皮籠石 1-2	急傾斜地の崩壊	1
26	園部	K-341Ⅱ-037_1	皮籠石 2-1	急傾斜地の崩壊	1
27	園部	K-341Ⅱ-037_2	皮籠石 2-2	急傾斜地の崩壊	1
28	園部	K-341Ⅱ-038	皮籠石 3	急傾斜地の崩壊	1
29	園部	K-341Ⅱ-039_1	皮籠石 4-1	急傾斜地の崩壊	1
30	園部	K-341Ⅱ-039_2	皮籠石 4-2	急傾斜地の崩壊	1
31	園部	K-341Ⅲ-8012	駄置	急傾斜地の崩壊	1
32	園部	K-341Ⅲ-8013	柳原	急傾斜地の崩壊	1
33	園部	K-341Ⅲ-8014	西の浦	急傾斜地の崩壊	1
34	園部	K-341Ⅲ-8015	若松 1	急傾斜地の崩壊	1
35	園部	K-341Ⅲ-8016_1	若松 2-1	急傾斜地の崩壊	1
36	園部	K-341Ⅲ-8016_2	若松 2-2	急傾斜地の崩壊	1
37	園部	K-341Ⅲ-8016_3	若松 2-3	急傾斜地の崩壊	1
38	園部	K-341Ⅲ-8017	清水	急傾斜地の崩壊	1
39	園部	K-341Ⅲ-8018	黒岩 1	急傾斜地の崩壊	1
40	園部	K-341Ⅲ-8019_1	黒岩 2-1	急傾斜地の崩壊	1
41	園部	K-341Ⅲ-8019_2	黒岩 2-2	急傾斜地の崩壊	1
42	園部	K-341Ⅲ-8020	黒岩 3	急傾斜地の崩壊	1
43	園部	K-341Ⅲ-8021	田原	急傾斜地の崩壊	1
44	園部	D-341Ⅰ-008	園部川 8	土石流	1
45	園部	D-341Ⅰ-011	園部川 11	土石流	1
46	園部	D-341Ⅰ-012	園部川 12	土石流	1
47	園部	D-341Ⅰ-013	園部川 13	土石流	1
48	園部	D-341Ⅰ-014	園部川 14	土石流	1
49	園部	D-341Ⅰ-015	園部川 15	土石流	1
50	園部	D-341Ⅰ-016_1	園部川 16-1	土石流	1
51	園部	D-341Ⅰ-016_2	園部川 16-2	土石流	1
52	園部	D-341Ⅰ-016_3	園部川 16-3	土石流	1
53	園部	D-341Ⅰ-016_4	園部川 16-4	土石流	1
54	園部	D-341Ⅰ-017	園部川 17	土石流	1
55	園部	D-341Ⅱ-001	園部川 18	土石流	1

56	園部	D-341Ⅱ-002	園部川 19	土石流	1
57	園部	D-341Ⅱ-003	園部川 20	土石流	1
58	園部	D-341Ⅱ-004	園部川 21	土石流	1
59	園部	D-341Ⅱ-005	園部川 22	土石流	1
60	園部	D-341Ⅱ-006_1	園部川 23-1	土石流	1
61	園部	D-341Ⅱ-006_2	園部川 23-2	土石流	1
62	園部	D-341Ⅱ-007	園部川 24	土石流	1
63	園部	D-341Ⅱ-008	園部川 25	土石流	1
64	園部	D-341Ⅱ-010	園部川 27	土石流	1
65	園部	D-341Ⅱ-011	園部川 28	土石流	1
66	園部	D-341Ⅱ-012	園部川 29	土石流	1
67	園部	D-341Ⅲ-001	園部川 30	土石流	1
68	園部	D-341Ⅲ-003	園部川 32	土石流	1
69	園部	D-341Ⅰ-007	園部川 7	土石流	2
70	園部	D-341Ⅱ-009	園部川 26	土石流	2
71	園部	D-341Ⅲ-002	園部川 31	土石流	2